

要保管

令和5年度版

福岡県学校安全振興会
規程集・手引書

一般財団法人 福岡県学校安全振興会

〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目2番4号
福岡生活衛生食品会館3F

TEL 092-641-8748 FAX 092-292-8757

E-mail anshin-kyo-sai@eagle.ocn.ne.jp

URL <http://f-anzen.or.jp>

目 次

I 規程集

1	定 款	1～ 8
2	共済規程 事業方法書	9～12
3	共済規程 共済約款	13～22
4	会費規程	23
5	供花料給付規程	24
6	助成金交付規程及び様式	25～28
7	学校安全教育表彰規程及び様式	29～30
8	個人情報保護に関する基本方針	31
9	個人情報規程管理	32～35

II 手引書

1	加入ならびに請求の手続き	36～39
2	各種様式	40～51
3	よくいただく質問事項	52～53
4	加入団体一覧	54

I 規程集

1 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人福岡県学校安全振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、福岡県内の高等学校、中等教育学校及び中学校の生徒、特別支援学校の生徒・児童・幼児（以下「生徒等」という。）の学校管理下における災害等、及びPTA（「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAをいう。）又は、それに準ずる団体（以下「PTA等」という。）の活動中における生徒等の保護者、教職員及びPTA等の活動を支援する者（以下「保護者等」という。）の災害等について必要な給付を行うことにより、教育活動の円滑なる展開に資するとともに、生徒等の安全と健康の増進に関する調査研究等を行い、その普及充実に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒、保護者等の災害等を補償するための共済事業
 - (2) 生徒等の安全、健康及び健全育成等に関する調査研究と普及充実事業
 - (3) 安全、健康教育及び健全育成等に関する実践活動への助成事業
 - (4) 社会通念上、妥当な範囲内における供花料給付事業
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、評議員会で決議した財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(準備金)

第6条 PTA・青少年教育団体共済法施行規則第24条に定める準備金の額は、2億円とする。

2 前項の準備金は、共済事業における損失の補填に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、事前に理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の書類は、当該年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類については内容を報告、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先、又は重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に該当する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

4 理事会及び評議員会は評議員選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員を推薦する場合には、次の事項を説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備え、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員に対して、各年度の総額が1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算出した額を任期終了時に退職慰労金として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 共済規程の設定、変更及び廃止
 - (9) 準備金の取り崩しの承認
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、共済規程の変更のうち、軽微な事項その他文部科学省令で定める事項については評議員会の決議を要しない。この場合、理事長は評議員に対し書面をもって当該変更内容を報告しなければならない。

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び議長)

第19条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定により請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催の日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 6 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選する。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事の選任を決議する際は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事及び監事を選任する場合は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 理事を選任する場合、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、任期終了時に退職慰労金として支給することができる。

(責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (3) 多額の借財
 - (4) 事務局長及び重要な職員の選任及び解任
 - (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 内部管理体制の整備
 - (7) 第30条の責任の免除

(招集及び議長)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 議長は理事長が務める。ただし理事長が出席できないときは出席した理事の中から互選する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した監事がこれに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

- 3 第39条に規定する解散の事由の変更をしたとき、第41条に規定する残余財産の処分に関する事項を変更したとき、又は、存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第43条 主たる事務所には、常に第10条に規定する書類と、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(4) その他必要な帳簿及び書類

第10章 会員

(会員及び会費)

第44条 この法人は以下のものを会員とすることができる。

(1) 一般会員

福岡県内の高等学校、中等教育学校及び中学校、特別支援学校のPTA（「PTA・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するPTAをいう。）又はそれに準ずる団体（以下「PTA等」という。）の会員

(2) 賛助会員

この法人の設立趣旨に賛同する個人又は団体

2 会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

3 前項に定めるものの他、会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 委 任

(委 任)

第 4 6 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 1 1 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。
永尾 秀樹 赤尾 慎一 金子 政彦 中村 潤 山田 好
馬場 美穂 松下 志保
- 4 この法人の最初の理事、監事は、次のとおりとする。
理事長 今富 英樹 常務理事 羽田野 正和 副理事長 黒岩 敬
理 事 野田 俊三 理 事 一木 栄子
監 事 大澤 俊朗 監 事 井上 剛士 監 事 澁谷 昌樹
監 事 松岡 優子
- 5 変更後の定款は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 変更後の定款は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 変更後の定款は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 共済規程 事業方法書

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、福岡県内とする。

(共済契約者の範囲、共済金請求者及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、PTA等の長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

- (1) 被共済者が生徒等である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及び「PTA・青少年教育団体共済法施行規則」（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）ただし、被共済者が18歳以上である場合は、被共済者又は当該被共済者の保護者であった者
- (2) 被共済者が保護者、教職員、PTA等の活動中の指導者又は支援者である場合は、（第3号の場合を除く。）被共済者
- (3) 第1号又は第2号のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 この法人が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
① 死亡共済金	学校管理下において死亡したときで、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する 幼児・児童・生徒 (以下「生徒等」という)	「センター」の 死亡見舞金の50%
② 後遺障害 共済金	学校管理下における活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ）により、身体障害の状態（後遺障害）となり「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する「生徒等」	「センター」の 障害見舞金の50%
③ 治療共済金	学校管理下においての活動中の傷害により、入院又は通院したときで、「センター」が災害共済給付を行ったとき	学校に在籍する「生徒等」	同一の傷害について 「センター」から給 付された医療費給付 額5万円以上のもの について、その支給 額の18%

④ 死亡共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	P T A等の会員である保護者及び教職員及びP T A等の行事への参加が事前に認められている活動の指導者及び支援者 (以下「保護者等」という)	(別 表)
⑤ 後遺障害 共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき	④に定める死亡共済金の 場合と同様 (一事故一回限り)	(別 表)
⑥ 入院・通院 共済金	P T A等の主催又は共催による活動中の傷害により、入院又は通院したとき	④に定める死亡共済金の 場合と同様 (一事故一回限り)	(別 表)

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は、次に掲げるものをいう。

- (1) P T A等を組織する学校に在籍する「生徒等」の場合
 - ・学校管理下の活動
- (2) P T A等の会員若しくはP T A等の行事への参加が事前にP T A等より認められている活動の指導者若しくは支援者の場合
 - ・P T A等主催又は共催による活動のうち、事前にP T A等がその参加を認めた活動

(共済期間の制限)

第5条 共済期間の制限は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新入生は、所定の日までに共済契約締結の手続きを完了した場合、入学を許可された日以降当該年度3月31日までの災害
ただし、4月1日以降入学を許可されるまでの災害について「センター」の災害共済給付対象となった場合は、この限りではない
- (2) 最上学年生は、当該年度卒業を認められた日までの災害
ただし、卒業を認められた翌日以降、3月31日までの間の災害について「センター」の災害共済給付対象となった場合は、この限りではない
- (3) 休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日までの災害
- (4) 転入、復学した場合は、それぞれ転入、復学が許可された日以降当該年度3月31日までの災害

2 保護者等についての共済期間は、前項各号の規定を準用する。

(共済契約締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 この法人は共済契約締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定によりこの法人が委託する業務は、以下のものとする。

- (1) 共済契約締結の代理又は媒介及び解除

- (2) 共済掛金の収受又は返還
- (3) 共済証書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
- (5) その他共済契約に関する業務

3 この法人が必要と認めるときは、前項1号から第5号に掲げた権限に、制限を加えることができる。

(共済契約締結の手続き及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとするPTA等は、毎事業年度開始前に、所定の様式による共済契約加入申込書に所要事項を記入し、この法人に申し込むものとする。また、この法人は当該申込書を審査の上、引き受けの可否を決定する。

- 2 毎事業年度開始後、共済契約者は、加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より5月末日までの間に、共済掛金をこの法人が指定する金融機関に振り込むものとする。なお、共済契約者は加入者数等報告書に記名押印したうえで、被共済者の数等(加入者数等)を報告するものとする。ただし、大規模災害等が発生し、契約手続きが困難である場合はこの法人で対応を協議し、該当となる共済契約者に対して通知するものとする。
- 3 この法人は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、この法人所定の共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) この法人の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 共済締結日
- (8) 共済証書作成日

2 前項の共済証書には、この法人の代表者が署名し、又は記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) この法人の名称
- (3) 加入者の見込み数
- (4) 申込書作成日

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の共済契約申込書には、加入者数等報告書と加入者名簿を添付するものとする。

(被共済者の異動)

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に共済契約者が、被共済者の追加をするときは、所定の様式による生徒等異動届に当該共済契約の共済期間の終期までの月割計算した金額を添えてこの法人に速やかに提出するものとする。

2 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に被共済者が、被共済者の一部を脱退させようとするときは、所定の様式による生徒等異動届に所要事項を記入し、この法人に提出する。

3 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

(共済契約者及び加入者名簿)

第11条 この法人は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した加入者名簿を備え付けるものとする。

(共済掛金)

第12条 共済掛金は、算出方法書の規定によるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については、共済約款の規定による。

(再保険又は再共済)

第14条 この法人は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(適用)

第15条 この共済規程は、令和2年4月1日以降に発生した災害から適用する。ただし、日本スポーツ振興センター法施行規則別表に定める等級第14級以上に相当する障害については、症状が固定し等級が確定した日の属する年度の給付規程を適用する。

(規程の変更)

第16条 この共済規程を変更する場合は、評議員会の決議を得なければならない。

ただし、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第7条及び第8条及び軽微なものについては評議員会の決議を要しないものとする。

(附 則)

- 1 この共済規程は平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の共済規程は平成29年4月1日から施行する。
- 3 変更後の共済規程は平成30年4月1日から施行する。
- 4 変更後の共済規程は令和2年4月1日から施行する。
- 5 変更後の共済規程は令和4年4月1日から施行する。

別表 (保護者等・・・一事故一回限り)

(単位：円)

共済金区分	補償内容	共済金額	摘要
死亡共済金	死亡	300,000	約款第5条(2)
後遺障害共済金	後遺障害	最高 300,000	約款第6条(2)
入院・通院共済金	入院 (日額2,000)	最高 20,000	約款第8条
	通院 (日額1,000)	最高 10,000	

3 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 共済規程 共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校管理下	以下の場合をいいます。 ①生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ②生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③上記の他、生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、治療共済金又は入院・通院共済金をいいます。
	共済期間	毎年4月1日0時に始まり、当該事業年度3月31日24時に終わります。期間途中から加入した場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり、当該年度3月31日に終わります。
	共済金額	この共済契約で支払われる共済金の一共済期間における限度額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は往診により治療を受けることをいいます。
と	突然死	突然で予期されなかった病死をいいます。通常は発症から24時間以内に死亡したものとしますが、意識不明のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものも含まれます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。
	P T A等	「P T A・青少年教育団体共済法」(平成22年法律第42号)第2条第1項に規定するP T A、又はそれに準ずる団体をいいます。
	P T A等の行事	P T A等が企画・立案し主催する又は共催する行事(主に福岡県内で実施されるもの)でP T A等の総会、運営委員会などP T A等の会則(注)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。 ※(注)名称の如何を問いません。
	P T A等の管理下	P T A等の監督及び指導下をいいます。

(共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

(共済金を支払う場合)

第3条 この法人は、被共済者が共済期間中に学校の管理下にある間に被った災害、又は、PTA等の管理下において、PTA等の行事に参加している間に被った災害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のPTA等の管理下におけるPTA等の行事には、被共済者がPTA等の行事に参加するための所定の場所と住所と通常の経路の往復中を含みます。

(共済金を支払わない場合)

第4条 次のいずれかに該当する事由で生じた場合には、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失
 - (2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る
 - (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - (4) 被共済者がいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間
 - (5) 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動(注3)
 - (7) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - (8) 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質によって汚染されたもの(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - (9) 第6号及び第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (10) 第8号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (注1) 共済契約者が法人である場合には、その理事長又は法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
 - (注2) アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。
 - (注3) 群衆又は多数の者の集団の行為によって、全国又は一部の地区において著しい平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- 2 この法人は被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(死亡共済金の支払)

第5条 この法人は、被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金受取人に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合 (生徒等)
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき支払われる
・災害共済給付(以下「センターの災害共済給付」という。)の50%の額
 - (2) PTA等の管理下においてPTA等の行事に参加している間に被った傷害の場合(保護者等)
・この法人が定める死亡共済金の額
- (注)既に支払った後遺障害金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (3) P T A等の管理下において、P T A等の行事に参加している間に突然死した場合（保護者等）
 - ・この法人が定める死亡共済金の額
- 2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、この法人は法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
- 3 この法人は第25条第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

（後遺障害共済金の支払）

第6条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合以下のとおり後遺障害共済金として被共済者に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合（生徒等）
 - ・センターの災害共済給付「障害見舞金」の50%の額
- (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合（保護者等）
 - ・別表1「後遺障害共済金支払区分表（保護者等用）」に定める額（最高30万円）

（治療共済金の支払）

第7条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院又は通院した場合は、以下のとおり治療共済金を被共済者に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合（生徒等）
 - ・センターの災害共済給付「医療費」が5万円以上(注)となった場合、その給付額の18%の額(注)初回請求での金額です。
- 2 治療共済金の給付期間は、同一の傷害に関しては初診後10年を限度とします。

（入院・通院共済金の支払）

第8条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院・通院した場合には、以下のとおり入院・通院共済金を被共済者に支払います。

- (1) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合（保護者等）
 - ・入院 日額 2千円（最高2万円）
 - ・通院 日額 1千円（最高1万円）（一事故一回限り）
- 2 前項の規定にかかわらず、入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては通院共済金を支払いません。
- 3 いかなる場合においても、事故の発生からその日を含めて180日を経過した後の入院及び通院に対しては、入院・通院共済金を支払いません。
- 4 被共済者が入院・通院共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに入院・通院共済金を受けられる傷害を被った場合においても、この法人は重複しては入院・通院共済金を支払いません。

（死亡の推定）

第9条 被共済者の生死が不明の場合における被共済者の死亡の認定は、証明書等に基づき、生死不明となった経緯・経過等を考慮して行います。その生死が、その日を含めて30日を経過しても被共済者が発見されないときは、生死不明となった日に、被共済者が第3条の傷害について死亡したものと推定します。

（他の身体の障害又は疾病の影響）

第10条 被共済者が第3条の傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は同条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合には、この法人はその影響がなかったときに相当する額を支払います。

- 2 正当な理由がなく被共済者が、治療を怠ったこと又は共済者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第11条 共済契約者が共済証書記載内容に変更があった場合、遅滞なく、その旨をこの法人に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第12条 共済契約者は、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって、この法人が共済契約を締結した場合には、この法人は共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、この法人に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 この法人は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この法人にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
 - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
 - (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、第1号及び第2号の事由がある場合と同程度にこの法人のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した傷害に対しては、この法人は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、この法人は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。

- (1) この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項第1号又は第2号に該当する行為のいずれかがあった場合
 - (3) 前号のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、前条第2号の場合と同程度に被共済者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - (4) この共済契約(注)の被共済者となることについて、同意した事情に著しい変更があった場合
- 2 共済契約者は、前項第1号から第4号までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する請求があったときは、この法人に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。

- 3 第1項第1号の事由がある場合は、その共済者は、この法人に対する通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- 4 前項の規定により、この共済契約(注)が解除された場合には、この法人は遅滞なく共済契約者に対し、その旨を書面より通知するものとします。(注)その被共済者に係る部分に限ります。

(共済契約解除の効力)

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還—無効の場合)

第18条 共済契約が無効の場合には、この法人は共済掛金の全額を返還します。

ただし、第12条の規定により、共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—取消しの場合)

第19条 第13条の規定により、この法人が共済契約を取り消した場合には、この法人は共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—解除の場合)

第20条 第14条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。

- 2 第15条第1項の規定により、この法人が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 3 第16条第3項の規定により、共済契約者がこの共済契約(注)を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 4 第1項から第3項において、返還に係る費用(事務手数料)が未経過共済掛金よりも多いときは返還しません。
(注)その共済者に係る部分に限ります。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条の傷害を被った場合は、共済契約者又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生からその日を含めて30日以内に、事故発生の状況及び傷害の程度をこの法人に通知しなければなりません。この場合において、この法人が書面による通知もしくは説明を求めたとき、又は被共済者の診断書若しくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 被共済者が搭乗している飛行機又は、船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その飛行機又は船舶が行方不明になった日又は遭難した日から、その日を含めて30日以内に、行方不明又は遭難発生の状況をこの法人に書面より通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合、もしくは事実と異なることを告げた場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて、共済金を支払います。

(共済金の請求)

第22条 この法人に対する共済金請求は、次のときからそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合
 - ・センターの災害共済給付の額が決定したとき
- (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合、又はP T A等の管理下において突然死した場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した場合
 - ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じたとき又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
 - ハ 入院・通院共済金については、平常の生活ができる程度になおったとき、又は第8条第1項に該当しない程度になおったときのいずれか早いとき
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権が発生した日から90日以内に、この法人所定の様式による請求書及び別表2に掲げる書類を提出しなければなりません。
 - 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いをうけるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨をこの法人に申し出て、この法人の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
 - (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)
 - (2) 前号に規定する者がいない場合、又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計と共にする三親等内の親族
 - (3) 第1号及び第2号に規定する者がいない場合、又は第1号及び第2号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(注)又は第2号以外の三親等内の親族
(注)法律上の配偶者に限ります。
 - 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、この法人が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、この法人は共済金を支払いません。
 - 5 この法人は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又はこの法人が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、この法人が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくは変造した場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払時期)

- 第23条 この法人は、特別な事由がない限り請求完了日(注)からその日を含めて60日以内に、この法人が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故とする事実の有無、治療の経過及び内容
 - (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無
- (注)被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この法人は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この法人は確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関、その他の専門機

- 関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項第1号から第4号までの事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項第1号から第4号までの事項の確認を、日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被共済者又は、共済金を受け取るべき者が、前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- 3 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- 4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払いは、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者とこの法人があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡共済金受取人の変更)

- 第25条 共済契約締結後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申し出により死亡共済金受取人を変更することができます。
- 2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨をこの法人に通知しなければなりません。
- 3 前項の規定による通知がこの法人に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとし、共済金を支払いません。
- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- 5 死亡共済金受取人が、被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の受取人とします。
- 6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

- 第26条 共済契約締結後、共済契約者は、この法人の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。
- 2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨をこの法人に申し出て、承認を得なければなりません。

(共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

- 第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、この法人は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行うこの法人の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受

取人に対しても効力を有するものとします。

- 3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により、共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、評議員会の決議を経て共済金の削減を行うことがあります。

- 2 前項の規定により削減を行う場合には、共済契約者に対して評議員会后、速やかにその旨を通知するものとします。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

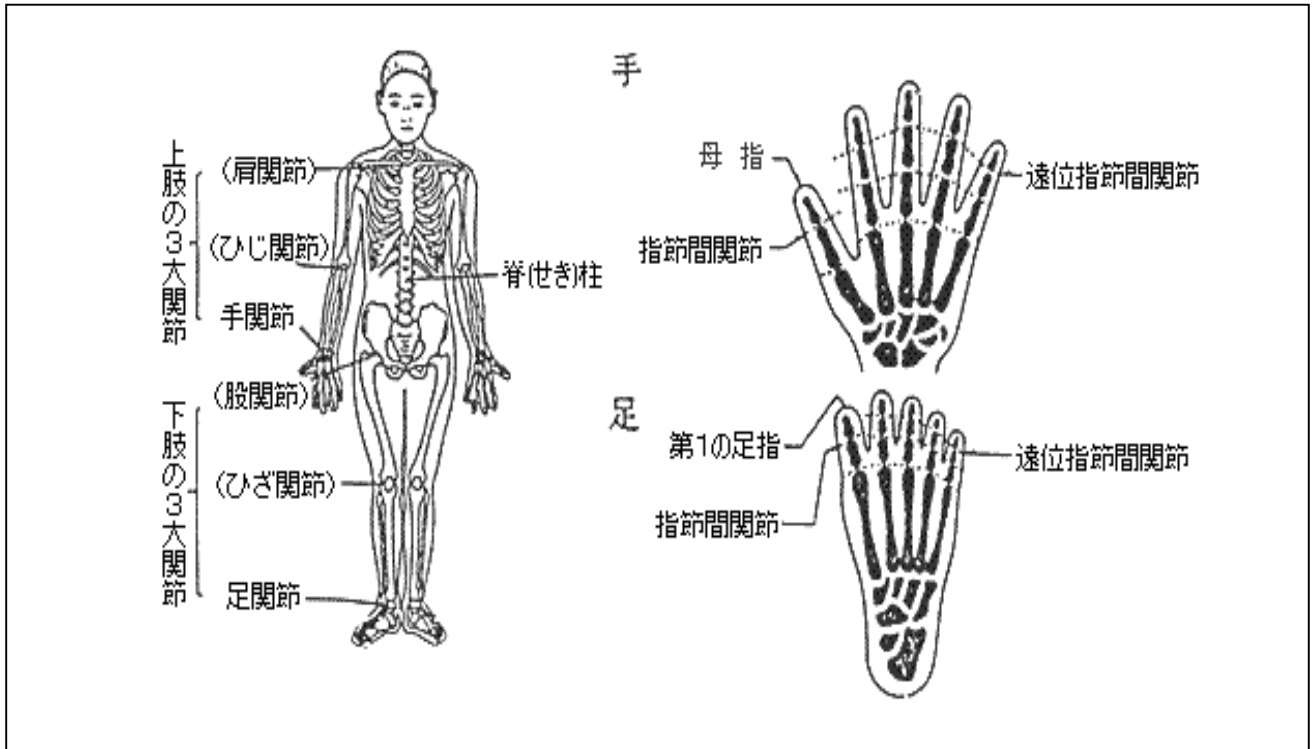
(附 則)

- 1 この共済約款は平成25年4月1日から施行します。
- 2 変更後の共済約款は平成29年4月1日から施行します。
- 3 変更後の共済約款は平成30年4月1日から施行します。
- 4 変更後の共済約款は令和2年4月1日から施行します。

別表1 後遺障害共済金支払区分表（保護者等用）

1. 眼の障害	
(1) 両目が失明した場合	【100%】
(2) 1眼が失明した場合	【60%】
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	【5%】
(4) 1眼が視野狭窄(さく)（正常視野の角度の60%以下となった場合をいう）となった場合	【5%】
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	【80%】
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	【30%】
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	【5%】
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	【20%】
4. 咀(そ)しゃく、言語の障害	
(1) 咀(そ)しゃく又は言語の機能を全く廃した場合	【100%】
(2) 咀(そ)しゃく又は言語の機能に著しい障害を残す場合	【35%】
(3) 咀(そ)しゃく又は言語の機能に障害を残す場合	【15%】
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	【5%】
5. 外貌(ぼう)(顔面・頭部・頸(けい)部をいう)の醜状	
(1) 外貌(ぼう)に著しい醜状を残す場合	【15%】
(2) 外貌(ぼう)に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕(はんこん)、長さ3cmの線状痕(こん)程度をいう)を残す場合	【3%】
6. 脊(せき)柱の障害	
(1) 脊(せき)柱に著しい変形又は著しい運動障害を残す場合	【40%】
(2) 脊(せき)柱に運動障害を残す場合	【30%】
(3) 脊(せき)柱に変形を残す場合	【15%】
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失った場合	【60%】
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合	【50%】
(3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	【35%】
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残す場合	【5%】
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上に失った場合	【20%】
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	【15%】
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上に失った場合	【8%】
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	【5%】
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上に失った場合	【10%】
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	【8%】
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上に失った場合	【5%】
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	【100%】

※7から9までの規定中「以上とは」その関節より心臓に近い部分をいいます。



別表2 共済金請求必要書類一覧表

1. 共済金請求「生徒等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	治療 共済金
1	共済金請求書	○ (様式3)	○ (様式4)	○ (様式5)
2	日本スポーツ振興センター「医療費支払通知書」			○ (写し)
3	日本スポーツ振興センター「死亡見舞金支給決定(通知)」 (教育委員会教育長)	○ (写し)		
4	日本スポーツ振興センターへ提出した「災害報告書」 及び「死亡報告書」	○ (写し)	○ (写し)	
5	日本スポーツ振興センター「障害見舞金支給決定(通知)」 (教育委員会教育長)		○ (写し)	
6	日本スポーツ振興センターへ提出した「障害報告書」 又は「障害診断書」		○ (写し)	

2. 共済金請求「保護者等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	入院・通院 共済金
1	共済金請求書	○ (様式7)	○ (様式7)	○ (様式8)
2	所属するPTA等の長の招集案内状及び行事計画表	○ (写し)	○ (写し)	○ (写し)
3	死亡又は障害を証明する書類(医療機関等の診断書等)	○ (写し)	○ (写し)	
4	入院・通院日数を証明する書類(医療機関等の領収書等)			○ (写し)

※詳細は手引書の「加入ならびに請求の手続き」をご覧ください。

4 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という）定款第44条第2項に規定する会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 この法人の会費は次のとおりとする。

(1) 一般会員

a 高等学校全日制課程	生徒1人につき	830円
b 高等学校定時制課程	生徒1人につき	310円
c 特別支援学校(幼・小・中)	生徒等1人につき	330円
d 特別支援学校(高等部)	生徒1人につき	830円
e 中等教育学校	生徒1人につき	830円
f 中学校(附属中学校)	生徒1人につき	830円

上記共済会費の内訳

830円	(共済掛金792円	その他会費等38円)
310円	(共済掛金271円	その他会費等39円)
330円	(共済掛金294円	その他会費等36円)

(2) 賛助会員

a 個人	3,000円
b 団体	30,000円

(会費の変更)

第3条 この法人は、この法人の決算書に基づき必要があると認めるときは、理事会の決議を経て会費を変更することができる。

2 前項の規定に従い会費を変更するときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(委 任)

第4条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

5 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 供花料給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という）定款第4条第1項第4号に基づき実施する供花料の給付について定めるものとする。

(給付内容)

第2条 この法人の定款第3条に定める生徒等が死亡したとき、3万円を給付する（事由の如何を問わない）。

(供花料の受取人)

第3条 当該生徒の保護者。（「P T A・青少年教育団体共済法」（平成22年法律第42号）第2条及び「P T A・青少年教育団体共済法施行規則」（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）ただし、当該生徒が18歳以上である場合は、その相続人とする。

(請求手続)

第4条 供花料請求書（様式6）をこの法人の理事長へ提出する。

(供花料の給付制限)

第5条 特別な災害その他の事由により、所定の供花料を支払うことができない場合には、評議員会の議決を経て供花料の給付制限を行うものとする。

2 前項の規定により給付制限を行う場合には、共済契約者に対して評議員会後、速やかにその旨を通知するものとする。

(委 任)

第6条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

変更後の規程は令和4年4月1日から施行する。

6 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 助成金交付規程

一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第4条第2号第3号に基づき施行する事業の助成金の交付規程を次のように定める。

1. 助成金の対象事業

教育関係諸団体の行う安全、健康教育及び健全育成に関する調査研究、実践活動への助成。

2. 助成の決定

- (1) 助成する教育関係諸団体及び助成金額の決定は、理事会にて行う
- (2) この方法は、会計年度ごとに行う

3. 助成金の交付申請

助成金の交付申請を受けようとする団体は、以下の所定様式を提出する。

- (1) 助成金交付申請・事業計画書 (第1号様式)
- (2) 助成金交付請求書 (別紙 1)

4. 交付の決定

助成金の交付については、理事会の決議を経て申請者に通知する。

5. 実績の報告

助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業等が終了した後、30日以内に以下の所定様式を提出する。

- (1) 実績報告書及び活動決算書 (第2号様式)
- (2) 研究要綱・資料等

助成金交付申請・事業計画書

令和 年 月 日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会理事長 殿

本年度開催の一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第4条第2号第3号に該当する下記の事業に対し、助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代 表 者 _____ (印)

記

1. 事業の名称

2. 事業の目的

3. 事業内容 (年間の主な開催内容)

開催日等	会場等	参加者数	主な研究テーマ内容等

4. 助成金交付申請額 _____ 円

5. 事業の経費 (年間予算)

項 目	金 額 (円)	備 考
自己財源		
助成金		安全振興会
計		

※添付書類・・・会則又は事業目的、内容記載書類および助成金交付申請書 (別紙1)

※なお、行事「後援等」依頼については、本会までご連絡ください。

2023.04

助成金交付請求書

令和 年 月 日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会理事長 殿

団 体 名 _____

所 在 地 _____

代 表 者 _____ (印)

一 金 _____ 円

ただし、_____ 事業助成金として
上記の金額を請求します。

(振 込 先)

金融機関	銀 行 支 店	備 考
預金口座	普 通 No.	
(カ ナ) 名 義 人	()	

※ 振込口座欄の名義は、通帳どおり記入してください。

2023.04

助成金実績報告書及び活動決算書

令和 年 月 日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会理事長 殿

団 体 名

所 在 地

代 表 者

印

報告

令和 年 月 日 福岡安振第 号により助成金交付を受けた

事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

(添付書類) 研究要綱・資料等

決算

(単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
諸 謝 金		
旅 費		
賃 借 料		
消 耗 品 費		
印刷製本費		
通信運搬費		
合 計		

※助成金に係る費用のみ記載ください。

2023.04

7 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 学校安全教育表彰規程

一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という）定款第4条第2号第3号に基づき施行する事業の学校安全教育表彰規程を次のように定める。

（目 的）

第1条 この規程は、生徒の安全・安心な学校生活の実現に向けて、安全教育の推進に著しい功績があった団体や個人を表彰することにより、学校の安全に対する意識の高揚と積極的な安全教育の推進を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体や個人に対して、この法人の理事長が行う。ただし、受賞は1団体・1名につき1回限りとする。

- (1) 安全教育活動に3年以上にわたり継続して取り組み、その功績が特に顕著な団体や個人
- (2) 他の模範となる実践的な活動を行っている団体や個人
- (3) その他、この法人の理事長が表彰に値すると認める団体や個人

（表彰の方法）

第3条 表彰は、表彰状および副賞の授与により行う。ただし、表彰は、原則として年1回行う。

（表彰候補者の推薦）

第4条 表彰候補者の推薦は、自薦、他薦を問わないものとする。ただし、他薦による場合は、PTA等の長又は学校長等が行うものとする。

- 2 前項の推薦にあたっては、この法人の理事長に表彰候補者推薦調書（第6号様式）を提出することとする。

（選考及び決定）

第5条 第2条に該当する団体や個人の選考は、この法人の理事会にて行い、理事長が決定する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はこの法人の理事長が定めるものとする。

（附 則）

- 1 この規程は平成28年9月15日から施行する。
- 2 変更後の規程は平成29年4月1日から施行する。

学校安全教育表彰候補推薦調書

令和 年 月 日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会理事長 殿

学校・団体名 _____

所在地 _____

代表者 _____ (印)

名称	フリガナ ()
団体・個人 (該当に○を)	
活動名称	
活動目的	
功績内容 (具体的に)	
発表実績等 有・無 (該当に○を)	年月日 : 会場 : 内容 :
備考	

8 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 個人情報保護に関する基本方針

一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という。）は、生徒等の安全、健康及び健全育成等に関する調査研究と普及充実及び災害を補償するための共済事業等を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする団体である。この法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努める。

1 個人情報の取得

この法人は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱う。

2 利用目的及び保護

この法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用する。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはない。

3 管理体制

- (1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じる。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的の範囲においてこの法人の業務を外部に委託する場合、その業者との間に業務委託契約書を締結するとともに適正な管理が行われるよう管理・監督する。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け適切に対応する。
- (4) 個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応する。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) この法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の法令等に則った業務運営に努める。
- (2) この法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、この法人の事業内容の変化および事業を取巻く法令、社会環境の変化等に応じて、継続的に見直し改善する。

(改 廃)

この基本方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

- 1 この基本方針は平成26年4月1日から適用する。
- 2 変更後の基本方針は平成29年4月1日から適用する。

9 一般財団法人 福岡県学校安全振興会 個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関してこの法人の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）及び職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、次に掲げるものをいう。

- ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

- ア 特定の個人情報など、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役員等及び職員

「役員等及び職員」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する実施計画の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役員等及び職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 この法人は、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、この法人で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するための実施計画等を策定しなければならない。

- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責任を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項第3号のアからエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の定款に定めるこの法人の事業の遂行に必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 個人情報は、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の事業を遂行するために業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏えい、紛失、滅失又は改ざん防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役員等及び職員の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役員等及び職員に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理者は、個人情報の消去・破棄を行うにあたり消去・破棄の日、消去・破棄した個人情報の内容及び消去・破棄の方法を書面に記録し、これをこの法人の「文書管理規程」に定める間保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役員等及び職員は、個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合又はその恐れがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏えいについて役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- ア 漏えいした情報の範囲
- イ 漏えい先
- ウ 漏えいした日時
- エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 この法人が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
(苦情の処理)

第16条 この法人の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、理事長に苦情の内容について報告するものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

2 変更後の規程は平成27年9月18日から施行する。

3 変更後の規程は平成29年4月1日から施行する。

4 変更後の規程は令和元年7月25日から施行する。